

鷗外―その終焉をめぐる考察

山 崎 一 穎

はじめに

今度正岡子規の子孫、正岡明氏(注1)所蔵の加藤拓川(注2)宛賀古鶴所書(注3)簡が、津和野の森鷗外記念館に入った。この大正十一年(一九二二)六月二十九日から八月十三日までの賀古鶴所書簡九通十一点は、鷗外臨終前後の様子を伝えている。この書簡は従来、近親者の日記や知友達の追悼文をも裏付ける。さらに、欠落した事実を補綴する点でも重要な内容を持っている。

なかんずく、鷗外口述、賀古筆受の鷗外遺言の口述、筆記の現場の状況が、初めて明らかになった点である。この新事実を伝える新資料は、すでに本年六月のテレビ(注4)、新聞等で紹介され、研究者の注目を集めている。

本稿ではこの書簡を紹介しつつ、鷗外臨終の様子と遺言の意味について考察する。まず鷗外終焉の年の事蹟を時間軸に配列し、それに対応する資料(書簡)を次に記す(注5)。

5月	月	事 蹟	主 な 資 料
2日	日	<p>▼英国皇太子の正倉院御物参観のため奈良に出張。奈良では病臥することが多くなる。</p> <p>▼朝方、黒い痰の固まりが出る。</p>	<p>[注記] 太字は森鷗外記念館所蔵の書簡(新資料)</p> <p>▼大正11年5月2日付、志げ宛鷗外書簡</p>

6月									
8日	7日	6日	30日	29日	26日	20日	19日	15日	26日
<p>▼「森之病況一進一退二候へとも漸々危篤の境に入らん」といたしあり」</p>	<p>▼摂政宮殿下（昭和天皇）より御見舞い品を下賜され、従二位に叙せられる。</p> <p>▼天皇皇后両陛下より葡萄酒を下賜される。夜より昏睡。</p>	<p>▼電話で親友賀古鶴所を呼び、遺言口述。</p> <p>「森病重けれども断然医薬を避く」</p>	<p>▼この日より日記は、吉田増蔵が代筆。</p>	<p>▼初めて額田晋博士の診察を受ける（萎縮腎、肺結核の病状もあったが家族のため結核は伏せられる）。</p> <p>「森非常ニやせタレトモ気分ハヨシト申候」</p>	<p>▼ベルリンの長男於菟へ書簡を送る（志げ代筆）。</p>	<p>▼部下の吉田増蔵に「元号考」のことを託す。</p>	<p>▼妻志げに泣きつかれ、初めて検尿を賀古に届ける。</p>	<p>▼この日より欠勤。</p>	<p>▼「医薬を斥くる書」を書き上げ賀古に送付。</p>
<p>▼大正11年7月8日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>	<p>▼天皇皇后両陛下からの見舞い状</p>	<p>▼鷗外遺言書</p> <p>▼大正11年7月6日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>	<p>▼「委蛇録」大正11年6月30日の条</p>	<p>▼大正11年6月29日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>	<p>▼大正11年6月26日付、於菟宛鷗外書簡</p>	<p>▼「委蛇録」大正11年6月20日の条</p>	<p>▼大正11年6月19日付、賀古宛鷗外書簡</p>		<p>▼賀古による写（大正11年5月26日付、賀古宛鷗外書簡）</p> <p>大正11年7月29日加藤拓川宛賀古書簡に同封</p>

7月							
15日	14日	14日	13日	12日	11日	10日	9日
<p>▼ 「森の医業を避くる書牘<small>しやく</small>今晩漸く写し候まゝ、拝呈仕候」</p>	<p>▼ 「森家の仏事も今明両日にて済み可申候」</p>	<p>▼ 「森は九日午前七時ニ絶息いたし候」</p>	<p>▼向島弘福寺に埋葬。</p>	<p>▼谷中斎場で葬送。 「森ハ覺者として没したり」</p>	<p>▼最後の通夜は賀古、永井荷風、与謝野寛の連名の通知状により多くの文士が来訪。</p>	<p>▼遺族及び鶴田禎次郎、矢島柳三郎、入沢達吉、姉崎正治、馬淵冷佑、桂湖村氏夫人、辰野政雄、蟲明久平、山田常治、日下部重太郎、浜隆一郎、溝口禎二郎、吉田増蔵らが通夜。</p>	<p>▼午前7時死去。病名は萎縮腎と発表、法号は貞献院殿文穆思齋大居士。 防腐剤を注入。新海竹太郎がデスマスク作成。午後8時に納棺。遺族、博物館、図書館の関係者で通夜。</p>
<p>▼大正11年7月29日付、加藤拓川宛賀古書簡（大正11年5月26日付、賀古宛鷗外書簡の写を同封）</p>	<p>▼大正11年7月15日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>	<p>▼大正11年7月14日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>		<p>▼大正11年7月12日付、加藤拓川宛賀古書簡</p>			

8月		
13日	2日	1日
▼	▼ 「別紙森の遺言ハ乍遺憾充分にガンバル事能ハざりしが其筋へ不敬ニ渡らぬ程度ニ切り上げ申候」 「かたらむ友ははや失せ行きて」	▼ 各文芸雑誌鷗外追悼号を発行。
▼ 大正11年8月13日付、加藤拓川宛賀古書簡	▼ 大正11年8月2日付、加藤拓川宛賀古書簡(遺言の写を同封)	▼ 雑誌「明星」「新小説」「三田文学」

(一) 医薬を排する鷗外

鷗外は大正十一年(一九二二)春から体調を崩していたが、英皇太子の正倉院参観のため四月三十日から五月八日まで奈良へ出張した。五月二日付志げ夫人宛書簡の中に「けさは黒い痰のかたまり出る気管支がよくないのではないかとおもふ」と報じている。五月二十六日付で鷗外は賀古鶴所宛に上野博物館から速達を出している。全文を次に翻刻する。

昔支那ニ神トガアツ

夕人ヲ見テ其人ガ何年

何月何日ニ何事デ死ヌ

ルト云「ガワカツタ若シ人

ガソレヲ聞クトソレガ心ノ

全幅ヲ占領シテソレヨリ

外ノ事ハ考ヘラレナイ医

者ノ診察モ之ニ似テキル

例之ハ胃岳トキマルイカナ

ル聖賢デモ其時カラ胃

岳ト云「ヲ念願ヨリ遠

ザケル」ハ出来マイシカシ

胃岳ナドハカマハズニオカウ

トシテモアバレ出スカラ自然

ニワカル必ズシモ医者ヲ

マタナイ千万人ノ老若

男女ガ皆平気デ其日々

々ヲクラシテキルノハ自己

ノ内部ト未来トヲ知ラヌ

カラデアルトコロガ内部ニ

何物カガ生ジテアバレ出ス

ノンキナ凡夫モ平気デハ

キラレナクナルソコデ人ニ話

ス医者ニカカル真ノPa-

thologischer Prozess 心ヲ持

ガ大挫折ヲ蒙ルコトニ

病人ノ極印ガ打タレシ

シカシ医者ニ其 Prozess

ガワカル「モアルワカラヌ」

モアル名医デ掌ニ指ス

ゴトクニワカツタトスル前途

ノ経過モワカツタトスルサウ

スルト上ノ神トニ見テ

モラツタト同一ノ場合ガ

生ズルコレガ人生ノ望マ

シイ事デアラウカ仮ニ

僕ガ明日電車カラオ

チテ頭ヲワツテ死ヌル「ヲ

前知シタトスルソシタラ

半出来ノ著述ヲドウシヨ

ウトカ子供ノ「ヲ誰ニド

ウ云ツテタノマフトカ非

常ニ忙シイ考ガ動クデ

アラウソシテ虚心ニ考

ヘルトソレガナンニモ用立

タヌデアラウ前知セズニキ

テ死ヌルト同一デアアラウ

僕ノ左腎ニ何物カガア

ル卒業ノ年ニ腎膜炎

ヲヤツタアトデ寒ゴトニチ

ク〜イタムソレガ時々

Sputum ヲ出ス氣管

支炎ニナル近年ハマレニ

Astma ラシイ咳嗽ニナ

ル「モアル腎ニモ何物

カガアルダラウ今コレヲ医

者ニミセル腎モ腎モ健全

ダト云ハヌ「ハ明白デアアルコ

レマデ何物カガアツタノガ一変

シテハツキリ何々ガ何ノ程

度ニアルトナル仮ニ医者

ハエライトスル間違ハナイト

スルソコデ僕ノ精神状態

ガヨクナルカワルクナルカ

僕ハ無修養デハナイ

生死ノ問題モ多少考

ヘテキル又全然無經驗

デモナイ死ヲ決シタ「モ

アルシカシ内部ノキタナラ

シイモノト其作用ノスス

ム速度トヲ知ツタラ之

ヲ知ラヌト同ジヤウニ平

氣デハキラレマイ即チ精

神状態ノワルクナル」ハ

明デアルソソナラ之ヲ知

ツテ用心スル廉、デモアル

カ女、酒、烟草、宴会

皆絶対ニヤメテキル此上ハ

役ヲ退ク」ヨリ外ナイシ

カシコレハ僕ノ目下ヤツテ

キル最大著述（中外元

号考）ニ連繋シテキル

コレヲヤメテ一年長ク呼

吸シテキルトヤメズニ一年

早く此世ヲオイトマ申

ストドツチガイイカ考物

デアル又僕ノ命ガ著

述氣分ヲステテ延、ヒル

カドウカ疑問デアルコ

コニドンナ名医ニモ見

テモラハナイト云結論

ガ生ズル

大正十一年五月二十六日

賀古鶴所様

森林太郎

（文京区立鷗外記念本郷図書館所蔵）

賀古はこの書簡の封筒に貼紙をし、そこに「医薬ヲ斥クル書」と墨書した。賀古はこの鷗外の延命治療を拒否する考え方に感ずる所があつて、この書簡を拓川へ送付した。当時鷗外はすでに『帝諡考』を完成し、『元号考』を執筆中であつた。鷗外書簡の眼目は賀古の要約したごとく、「医薬ヲ斥クル書」であることは言を俟たない。鷗外のこの態度は今に始まつたことではなく、若き日から一貫としてゐる。

鷗外は明治十四年（一八八一）卒業の時、肋膜炎を患い、明治三十八年（一九〇五）日露戦争の時、右眼弱視を自ら発見する。明治四十年（一九〇七）陸軍軍医総監、医務局長に就任する直前、「胸膜炎再発の徴あり。増悪するに至たらざりき」と記す。鷗外は人生の重大な節目に何らかの病を患つてゐる。それを医薬に頼らず、養生に努め自力更生で病を克服してきた。

すでに『北条霞亭』の続稿「霞亭生涯の末一年」（大正九年十月）十年十一月「アララギ」掲載の執筆中、霞亭の死因を従来いわれていた脚気衝心ではなく、萎縮腎であると特定する。鷗外は自らの身体状況と霞亭のそれとが同一であることから、死因を判断している。鷗外はすでに自己の疾患を自覚している。

弟の潤三郎は『鷗外森林太郎』（昭和十七年七月三十日、森本書店）

の中で、「兄は前年(大正十年)山崎注記秋頃から時々下肢に浮腫があり、家族は腎臓病ではないかとの疑を抱いて尿の検査を薦めたが、平素医者の診療は絶対に受けぬ主義を固執して、相変わらず博物館と図書館とに出勤してゐたが、今年(大正十一年)山崎注記春流行性感冒に罹り、それがこぢれて癒えず、遂に六月十五日から引籠るることになつたと記している。

妻志げの懇願、賀古の勧めもあつて、六月十九日検尿を賀古に届ける。この日の賀古宛書簡に「僕ノ尿即妻ノ涙ニ候笑フ可キ」ニ候始テ体液ヲ人ニミセ候」と記した。翌二十日図書館の吉田増蔵(一八六六一一九四二)に、現在執筆中の「元号考」のことを託した。

六月二十九日付、加藤拓川宛賀古鶴所宛書簡の一部を次に示す。(傍線、ルビ山崎。以下同じ)

説文解字森ニ示

し候、珍本なれども

此ノ書中ニも誤字

アリテ後人ノ匡シタル

ものアリト申候、森

非常ニヤセタレトモ氣

分ハヨシト申候

又曰ク十日許前ニ紅絲

石、家ノ礎石ニナリ

ロウ敷ニ候早々
六月廿九日 鶴所

七月六日付賀古鶴所から加藤拓川宛書簡を次に示す。鷗外の死の三日前である。

拜啓森病重け

れとも断然医

薬を避く親

戚之人々其故を

解せず頻ニ小生を

責む就而は森が

医薬を避くる

書状御手元に

あらハ一寸と御送

り下され度候内々

人々に示し責を

免れ度と存候

彼れ衰へたれども

未だ危険の境にハ

入らず精神ハ

如常ニ候粥ハ二

碗つゝ朝より食ひ

拓翁梧下

牛乳は三、四合を飲

み夜も安眠候由

ニ候彼日加藤君ハ

酒をのむ故衰

へないのだ、かまはない

からシガーを吹し

たまへなぞいふ、元氣

に候但し訪問客を

嫌ひ誰にも逢

はぬ趣に候、

(中略)

鶴所

七月六日

拓川翁

梧下

東京けふは快晴

ナカくあつし積
鼻輝いつちよう
らにて凌き罷在候

以上

【注記】

①大正11年5月26日付
賀古宛鷗外書簡。

次に七月八日付賀古から拓川宛書簡を掲げる。鷗外の死の前日である。

二日之御書ニ陶詩^註
御認め下され十九郎
に郵送方御命
じの由未だ到
来致さず日、
まぢかねあり申候
森之病況一進
一退ニ候へとも漸
々危篤の境ニ入
らんといたしあり
氣早き新聞紙^註
ハ既ニ「死」を伝へ
申候、実ハ死後
之後をも当人
より託セラレタル

七月八日 鶴所

拓翁梧下^註

興津西公ヨリ

ゴモヤウイカマシ

ツウノイタリラミ

マヒモウス

との御見舞状到

来、新聞紙を

見てさつ速投せ

られたるものと察せ

らるる家人友人

大ニ感佩候

飯田町よりハ其後

何の音沙汰も無之候

森へハ朝ヨリ晩迄

小生日参之事

【注記】

①西園寺公望の詩。号は陶庵。

②加藤拓川、ひさの長男

③大正11年7月9日付(7月8日夕刊)「国民新聞」

④大正11年5月26日付賀古宛鷗外書簡

⑤西園寺公望(一八四九—一九四〇)政治家。日露戦争後政権を担当。鷗外は独逸留学時代に面識があり、西園寺が主宰する兩声会にも出席している。西園寺の別邸(坐漁荘)は、静岡県蒲原郡興津清見寺にあつた。

件あり旁彼
之医薬を避
くる書状御手^註
元ニ有之候ハゞ
此際御送附
下され度重ねて
申請ひ候種
々と彼が親類間ニ小
うるさき事
相生じ此ヲ解
決するニ最必要
を感じ候委細ハ
他日拜晤之節ニ
譲り申候勿々

頓首

七月六日、七月八日の書簡に見えるごとく、五月二十六日の鷗外の書簡、「医薬ヲ斥クル書」の返却を再度催促している。医薬による治療を希望する森家一族の肉親の情と、医薬を排する意志を固守する賀古の苦渋に満ちた立場が窺われる。鷗外の長子於菟は独逸留学中であつたが於菟の妻富貴の実家は医者であり、鷗外妹喜美子の夫は東大医学部教授の小金井良精である。鷗外は七月九日午前七時、自宅で死去した。七月十日、午前

十時から三男類が喪主となり告別式を行った。十二日午前十時向島の弘福寺日向義角師により棺前の読経の後、午後一時靈柩車で谷中斎場へ向かい、同斎場で仏式により葬儀を行い、日暮里火葬場にて荼毘に付した。十三日骨上げを行い、遺骨を向島弘福寺に埋葬した。

法名は日向義角師によって、「文林院殿鷗外仁賢大居士」と付けられたが、「浜野知三郎から仁賢は帝諡にあるから避くべしとの意見が出て」、遺族から桂湖村に相談し、「貞献院殿文穆思齋大居士」とした。大正十二年（一九三三）九月の関東大震災で弘福寺が全焼したため、昭和二年（一九二七）十月二日、三鷹村字下連雀の黄檗宗靈泉山禅林寺に改葬された。

この葬儀の様子を賀古は拓川に次の様に報じている。

森^{註1}医薬を避く

る文を巻き

こみたる御状到

来、君の今尚

健康を保つは

まつたく酒といふ妙

薬を用ひ能

ふ故と思はる

酒の肴ニすルニ

同然なる食

品の製し方を

一両日中ニ

寿子^{註2}

ニ申しやるべし

さて森ハ覚者

として没したり、没

後数日ならぬ陳

間を覗するニ

役所の人々は恰も

親父を失ひたるが

如く狼狽、至誠

以て事を措置し

くれ為めニ細大

円滑ニけふの葬

儀を済すことを

得たり僕が手

をついていんぎん

ニ挨拶するやつ

程ソレダケたまらぬ

変奴此ノ愚劣

奴、森がゐたらバ

横つらをブンナダ

ツてやるべきやつ昨

夜文士つどひ

来り最終の

つうやは此の

文学者にて席

を占領いたし

候雅兄此地ニ

あらバと惜しく

おもひ候、けふ六

日メニ初めて家

の食卓に向かひ

大根おろし

どぶ漬ニ一杯

又一杯遂に

三陶を倒し候

久しぶりの酒ハまた

格別にウマク寛

え候○森が事

ニ付きては改便

尚可申上候

○新聞紙が森の

病篤を報ズル

ヤ西公^{註3}てい重

なる電文を寄

せらる、森死スル

ヤ又誠意を

打電せらる其

文を読みて涙を

たれたる文士数

人アリ○牧野

宮相森没後一

日だんご坂の家を

訪ハル文士大歎

若し陶庵公ニ

出会する事あらハ

森が為め謝

辞を述べ下され

度候○飯田町

其後音沙汰

なし

鶴

七月十二日

拓川翁

梧下

一日も早く御上

京を請ふ心

さびしく

次に七月十四日付、加藤拓川宛賀古書簡を示す。

御書拝見仕候森

は九日午前七時ニ

絶息いたし候

葬式方端博

物館と函書

寮ノ人々己が事

のやうに誠意を

覚候

以上

【注記】

①大正11年5月26日付賀古宛鷗外

書簡

②加藤拓川の妻。櫻村清徳・永の長

女。なお、櫻村永は賀古鶴所の夫人

けい子と姉妹。

③西園寺公望

④西園寺公望の号

族にハ小金井

良精ありこれが相

談相手ニなり候

どうやら家のあと

始末迄やらすバ

ならぬもやうなり

これハ実に大迷惑

なり○森の書確

に拜受親類

のものに示し候

随分わからぬもの

もありて閉口いたし

候、

雅兄にハどうぞ養

生を切ニ頼み申候

青山森ニ逝かれ

唯兄一人のミが

心友に候

飯田町より昨十三日晚

ママアト正五がやつて

くる筈になり居り

しが正吾は盆

で会社がいそがしい

とかいひ、小生も森

家の件で小金井迄

会談の約ありてさし

つかへ遂に正五等と

会話せず、明

晩あたり会し得

べくと存し候

月末頃にハ御上京

之由待ち上居申候

早々

鶴所

七月十四日

拓川様

梧下

【注記】

①大正11年5月26日付賀古宛鷗外

書簡

②青山胤通(一八五九—一九一七)

東大教授、医学博士。鷗外、賀古の

親友

七月十五日付の拓川宛書簡（部分）を示す。

陶詩御認め下され

有り難く候近日御上

京之由待ち上候

森家之仏事も

今明兩日にて済み

可申候

（中略）

七月十五日

拓大人 梧下

鶴

に遺言し、其夜から漸次昏睡状態に入り、九日の朝七時に絶息いたされました。

賀古の言説の検討は後にするが、鷗外の「遺言」を次に記す。

余ハ少年ノ時ヨリ老死ニ至ルマデ

一切秘密無ク交際シタル友ハ

賀古鶴所君ナリコヽニ死ニ

臨ンテ賀古君ノ一筆ヲ煩ハス

死ハ一切ヲ打チ切ル重大事

件ナリ奈何ナル官権威力ト

憲

雖此ニ反抗スル事ヲ得スト信ス

余ハ石見人森林太郎トシテ

死セント欲ス宮内省陸軍皆

縁故アレドモ生死ノ別ルヽ瞬間

アラユル外形的取扱ヒヲ辞ス

森林太郎トシテ死セントス

墓ハ森林太郎墓ノ外一

字モホル可ラス書ハ中村不折ニ

依託シ宮内省陸軍ノ栄典

ハ絶対ニ取リヤメラ請フ手続ハ

ソレソレアルベシコレ唯一ノ友人ニ云

ヒ残スモノニシテ何人ノ容喙ヲモ許

賀古は鷗外の死を「覚者として没したり」と評している。まさに鷗外の死のあり様は、今日言う所の一種の自然死であり、延命医療にも一石を投ずる問題をも含んでいる。見事な死のあり様が、「覚者」として表現されている。これが鷗外の死の形である。

(二) 遺言口述の実状

賀古鶴所は『通夜筆記』（明星第二巻第三号、大正十一年八月一日）に於いて、鷗外の臨終の様子を次の様に伝えている。

六日の朝電話を掛けさせて、「気分が好いから来てくれ」と云ふので行くと、「自分は一個の石見の人、森林太郎で死にたい。死んだ以上総ての事はお上へ対し無礼にならないやうにしてくれ。墓碑は不折君に書いて貰つてくれ。単に「森林太郎墓」として、それに一字も加へてくれるな」と私

サス 大正十一年七月六日

森林太郎言(拇印)

賀古鶴所書

森林太郎

男

友人
總代

於菟

賀古鶴所

(文京区立鷗外記念本郷図書館所蔵)

まず注意したいのは、「遺言」正文の六行目に訂正文字があることである。始め「官権力ト」と書かれ、「官憲、威力ト」に書き改められた。始めの「ト」の上に「力」と重ねて書き、その下に「ト」を加えているので、文字の配列が「ト」だけ一字下がっている。墨の色から書き上げた後、拇印を押す前に賀古が確認を求めた際訂正したものと思われる。勿論、従来この訂正は鷗外の意志と思われて来た。

賀古は七月二十九日付で拓川に書簡を送る。次に記す。この書簡に添えて七月に返却を請うた鷗外の「医薬ヲ斥クル書」(五月二十六日付、鷗外から賀古宛書簡)を筆写して、送付している。

拜啓森の医

葉を避くる書

讀今晩漸く

写し候まゝ拜

呈仕候書中

pathologischer Prozess

医学上各国

普通之語にて

病理的作用

又――變化

又病原物なぞ

種々なる意味を

含み候仮ニ病

変と訳し置

き申候○腹中

漸く復常

十数日ぶりにて

今晚一盞相

次に遺言の口述、筆記の状況に触れた八月二日付、拓川宛賀古書簡を示す。

与謝野寛氏の

明星並ニ三田

文学の鷗外

先生追悼号、

けふ郵送せしめ候

明星にハ森ノ書

讀を出し候、

別紙森の遺言ハ

乍遺憾充分に

試候イヤ甘露

々々容易ニ死

なれずと覚

悟仕候 早々

鶴所

七月廿九日

拓翁梧下

【注記】

①大正11年5月26日付賀古宛鷗外書簡

ガンバル事能ハ

ざりしが其筋へ

不敬ニ渡らぬ程

度ニ切り上げ申候

病中ハ畏クモ

両陛下、摂政宮

及宮様方よりソレ

御見舞品を賜

る、

没後ハ皇太子殿
下伏見宮より御くわし
を賜ハる閑院宮

ヨリハ代用を千采

山房ニつかはさる、又

宮中より

御料理を賜は

る○谷中齋

場へハ各宮殿下

ヨリ御代拝を

給ハるとの事なりしが

これハ御ことわり申上げ

しに、十五の各宮様、

秩父宮様を初として、

丈程のシキミ一対づ

ゝを賜ハる森が

柩の左右ニ此のシキミ

林立す、柩上にハ

不折所書「森林

太郎柩」の銘

旗下垂す、仏葬

賀古はこの書簡に添えて、

鷗外の遺言の写を送付している。

式ナリシガ実に神
々しかりき大官

学会、文会書

肆、友人、帝

国坐、歌舞

伎等所贈の花

輪ハ会葬者

の後方や門外

に列す、会者

二千余といふ

八月二日 鶴所

拓川翁

梧下

【注記】

①大正11年8月1日発行雑誌「明

星」第2巻第3号に「森林太郎先生

書牘(其二)」と題して大正11年5月

26日付賀古宛鷗外書簡「医薬を避く

る書」を掲載。

②大正11年7月6日の遺言の写

「遺言」正文との相違を示す。

遺言正文	賀古写(手控)
ホル可ラス	彫ル可ラス
コレ唯一ノ	唯一ノ
云ヒ残ス	云ヒ遺ス
森林太郎言	森林太郎言フ
賀古鶴所書	賀古鶴所書ク

正文の「コレ唯一ノ」の「コレ」が欠落している以外は文意は同じである。賀古は鷗外遺言の手控えを所持していたと考えられる。拓川宛の遺言の写の最後に賀古は「翌七日午後昏睡、水ダニ下ラス九日朝七時絶息ス」と書き加えている。

八月二日の書簡を再度読み返して見る。そこには「別紙森の遺言ハ年遺憾充分にガンバル事能ハざりしが其筋へ不敬ニ渡らぬ程度ニ切り上げ申候」(傍点、山崎)と記述されている。この記述から、鷗外の遺言の内容に賀古の意志が介入している可能性が濃厚である。

「十分頑張ることが出来なかつたことは、はなはだ残念ではあるが」という記述に於いて、賀古は何を「頑張ること」が出来なかつたと言うのであろうか。「不敬」云々から、鷗外遺言中にある「奈何ナル官憲威力ト雖此ニ反抗スル事ヲ得スト信ス」、または、「宮内省陸軍ノ榮典ハ絶対ニ取りヤメラ請フ」という文言

を入れざるを得なかつた事とも推測できる。いずれにしても、賀古にとつて「遺憾」であつても、鷗外にとつて自身の言葉を削除させなかつた事の意味は大い。

また、書簡は「其筋へ不敬に及ばない程度」に「切り上げ」と報じている。「其筋」「不敬」の言葉が指し示すものは何か。そして鷗外の口述は、現行の遺言以外の言辞のあつた可能性さえ窺わせる。両者のせめぎ合いの中で、作成されたと思われる鷗外の遺言の意味は、新たに問い直さなければならぬ。

(三) 遺言の深意

鷗外の遺言は長男於菟苑になつてゐるが、家族向けの〈私〉的なものではない。天下国家苑の〈公〉的なものである。〈私〉的なものは、明治三十七年（一九〇四）日露従軍にあつたの遺言を大正七年（一九一八）に書き改めた。この遺言が有効性を持つてゐる。

〈公〉的な鷗外の遺言の底流には、ある劇しさがある。不満の意がある。咆哮する獅子の荒ぶる心がある。死に臨んで何に対する怒りなのか。例えば次のような見解がある。鷗外は男爵が欲しかつた。同級生で陸軍軍医總監医務局長の職にあつた鷗外の前任者、小池正直は男爵を得てゐる。受爵にならなかつた鷗外の不平不満が、遺言に表はれてゐると言う。

さらに、男爵が欲しかつたが、受爵にならなかつた場合、鷗外の自尊心が傷つけられる。その屈辱に耐えられない。それな

らば、それらと一切無関係である事を公言しておけば、受爵にならなくても恥辱から免れるという穿つた見解さえある。

私はこの見解を否定する。しかし、鷗外が受爵を夢みていたかも知れない。その事は否定しない。しかし、受爵の件は大正十年（一九二二）の地点で断念してははずである。すでにこの点について発表しているのので、詳論は避けるが、大正九年（一九二〇）二月二十日の日記の条に「図書寮失火。焼曝書一字」とある。さらに、同年五月十七日の日記に「有盗盜館所蔵模銭」とある。鷗外は帝室博物館総長兼図書頭である。管理責任者として進退伺を提出している。図書寮の曝書の一字を全焼に帰せしめた失態は大い。山県有朋側に身を寄せていた宮中某重大事件の影響もある。少くとも男爵どころではない。

鷗外晩年の時局的問題に対する関心と、その見解を考察する。まず大正九年四月二十八日付の鷗外から賀古宛書簡（『鷗外全集』、書簡番号一三七九）を示す。

拜啓久、御無音仕候新居如何ニ候哉（中略）○諡ノ「ガ濟ンデ（印刷ハマダ許サレズ）年号ニトリカ、リ候明。治ハ支那ノ大理ト云フ国ノ年号ニアリ尤コレハ一作「明統」トアルユエ明治デハナカツタカモ知レズ大正ハ安南人ノ立テタ越トイフ国ノ年号ニアリ又何モ御幣ヲカツグニハ及バネド支那ニテハ大イニ正ノ字ノ年号ヲ嫌候「一而止」ト申候正ノ字ヲツケ滅ビタ例ヲ一々挙ゲテ居候不調ベノ至ト存候○近日拜眉色、可申上候

次に大正九年(推定)六月八日付鷗外から賀古宛書簡(鷗外全集、書簡番号一三八三)を次に抜書する。

拜啓昭憲皇太后問題ハ

一、昭憲ト其前ノ英照トガ吾国ニ先例ナキ支那風ノ諡ヲナシシニテ之ヲ為シタルガ十分考ヘテノ上ノ「ニアラズ極言スレバ輕率ナリシニアラズヤ

若シコンナ支那風之諡ガ必要ナル「ナラバ何故ニ明治天皇ニ真ノ諡ヲ上ラザルカ元号(年号)ハ世間ニ何ノ名ノ上ニモ冠スルモノニテ尊貴ナル御尊号トスルニハ不似合ニハアラズヤ

二、昭憲ノ下ニ皇太后ト云フハ我国ニハ故実ナキ「ナリ支那ハ奈何トイフニ漢以來皇太后ニセヨ太皇太后ニセヨ喪ガ畢ツテ廟(我國ナラ皇靈殿)ニ祭り込ム(礼ニ此祭ヲ附ト云)以上ハ必ず皇太后ト称ス「廟ニ入りテハ皇后トイフ」トハ諺ノ如クニナリ居ル「ナリ此程ノ「モシラベズナシタルサカシラナリ

枢密院ニテハ「皇太后ヲ皇太后トセシハ誤ニアラズ誤ニアラザルユエ直ス筈ハナシ」ト法律的二論ズル由ナリ(二上某立案ニテ山県公ノ御耳ニ入居ル)コレハ「廟ニ入りテハ」ト云フ故事ヲ知ラヌ故ノ「ナリ

殊ニ神宮ノ祭神ヲ皇太后ト云フニ至テハ不体裁此上モナキ「ニテ榊原ノ申ス通ナリ

三、シカシコンナ「ハ外ニモ沢山アリソレ故ニ御来示ノ如ク根本的ニ弊ヲ除クニハ皇室制度審議會ニ諮詢機関(支那ノ三礼

周礼 儀礼、礼記ニ通スルモノ少クモ一人、我國ノ典故ニ通スルモノ少クモ一人、コトニヨルト双方ヲマトメテ使フ世話ヤキ一人入用カモ不知也)ヲ置ク外ナシト思考ス

審議會ニハ礼ヤ典故ヲ知ルモノ一人モナシソレ故伊藤博文公時代ニ多田好問ヲ使ツテ作ツタ原案ガ絶特ノ權威ヲ有シ居候ナリソレガドレホド不調カト云ヘバ一二例トシテ次ノ項ヲ挙グル「ヲ得ベシ

天皇ガ崩ゼラレテ御称号ノキマラヌウチ大行天皇ト申スコレハ支那デ「諡ヲ上ラヌ前ニ大行皇帝ト云ヒシ」例ニヨルコレモ漢以來ノ「ナリ然シ漢末三国アタリニハ皇后ヲモ大行皇后ト云ヒシナリ何故ニ天皇ニ限リテ之ヲ襲用シ皇后ニハ襲用セザルカ不審ナリ是モ榊原ガ云々セシ「アリ

大喪ニ特ニ牛車ヲ用キラルアレハ天子ノ乗物ニアラズ支那ノ礼ヨリ見ルモ日本ノ典故ヨリ見ルモ人ガ昇クカ馬ニヒカセル「ハアレド牛ハナシ上皇ナドノ御乗物ニナリシヨリ起リ王室式微ノ時ノ習慣也此事ハ山田孝雄ガ切論シ居ル

審議會ハ法学博士ト宮内大官揃ヒデ小生ナドハ「傍聴希望ナラバ出席セヨ」トノ命令ニテ出ルノミナリ右諮詢機関ハ本会ニ附属セシメ一々ノ事件ニ付取調ヲ命ズルダケノ者ニテ可ナルベシ一人ニ一月百円ツトモ給スル嘱託位ニテ宜シ

四、シカシコレハ審議會ノミノ問題ニアラズ宮内省全体ガ典故ニ関スル機関ヲ有セヌハ缺典ニアラズヤ関根正直ガ御用掛トヤラニナリ居ルノミニテ其関根モ一通リノモノナリ深キ「

ハ知ラザル也コヽニモ支那（我國ハ隋唐ノ制度ヲ用キシガ本ニナリ
居ル故ト我邦トノ故実ヲ知りタル立派ナ機關ガアツテ可ナル
ニハアラズヤ

近藤久敬翁ガ総務課長タリシ間ハ人ニ頑固オヤヂト云ハレ
タダケ多少典故ヲカムガヘナガラ事ヲ処理シテ行キシナリ
是モ亡クナリタリ

（中略）

宮内省ニモ政府ニモ故実家ノ後継者ヲ作ルト云フ考ハ少シ
モナキヤウ也見ル／＼絶エ果ツルナリ

（中略）

以上極秘ナレドモ御参考マデニ申上候

親友の間柄とはいえ、この極秘の二通の書簡の持つ意味は重
大である。鷗外は「明治」「大正」の元号に関して、「不調ベノ
至リ」と断定する。そして、明治天皇の諡を一般的名辞に冠す
る元号と同一としたことは、尊号として「不似合」だとも述べ
ている。

さらに、明治天皇の皇后の諡を「昭憲」とし、孝明天皇の皇
后の諡を「英照」と日本に先例の無い中国風の呼称にしたこと
に憤りを発している。「シラベズナシタルサカシラナリ」と言い、
「不体裁此上モナキ」事であり、「不調」の極みであると断罪し
て憚らない。天皇制国家の政に対する批判である。

鷗外は「宮内省全体が典故ニ関スル機関ヲ有セヌ」事が最大の

問題だと言ひ、現にある帝室制度審議会に典礼を知る者無き現
状を改善するために、中国や日本の典故を研究する諮詢機関の
設置を提言する。それにしても、「宮内省ニモ政府ニモ故実家ノ
後継者ヲ作ルト云フ考ハ少シモナキヤウ也」と言う。鷗外の憂
いは深い。

八月二日付の拓川宛賀古書簡中の「其筋へ不敬」という文言
は、「宮内省」以外にはない。宮内省に対する鷗外の憤懣は、先
に引用した二通の書簡に表われている。元号と諡と、さらに大
正十年の宮中某重大事件に他ならない。

鷗外の遺言を読む限り、死は個人の問題である。それ故に一
個人として死に就きたいという私の主張は読み取れる。それだ
けなら、文脈は明瞭である。しかし、遺言には「外形的取扱ヒ
ヲ辞ス」、「宮内省陸軍ノ栄典ハ絶対ニ取りヤメラ請フ」という文
脈が入り込んできている。一個人として死に就くという主張か
ら見れば、これらの言辭は言わでもの事である。少くとも「辞
ス」「取りヤメラ請フ」根本的理由は明示されていない。

それ故に、私は死に臨んで遺言口述の場に於いて、元号、諡
等の国家の根本に関わる問題を再度語つた可能性を否定できな
い。鷗外の憤は私憤ではない。天皇制国家の制度としての政が、
典故の確かさの上に成立していないことの公憤である。

大学時代から鷗外のある激しさを熟知している賀古は、常に
その調整役を務めてきた人である。鷗外の公憤を十分承知して
いた。しかし、賀古はそれを遺言という形で残すべきでない

考えたに相違ない。ここに二人の明治人の心を私は見る。それは後世への遺言として公表する形と、沈黙を守る形である。

賀古から拓川宛書簡に「乍遺憾充分にガンバル事能ハざりしが其筋へ不敬ニ渡らぬ程度ニ切り上げ申候」という言辞から、鷗外と賀古との間の文言の遣り取りがあつたと考えられる。そして、両者ともに妥協せざるを得なかつたことが窺われる。

鷗外の晩年の社会思想を見るに、「政府ノ経済ハ国庫ヲ富マス」^{「ノミ考ヘズニ富ノ分配ヲ謀ル」}必要ナルベシ現制(立憲政体)ニテ其働キハ出来ヌモノカ^(大正九年四月二十八日付賀古宛書簡、書簡番号一三七九)と問い、試案として「国体ニ順応シタル集産主義」(Collectivism ナリ即チ共產主義 Communism ノ反対ナリ)トデモ謂フベキカ又「国家社会主義」(国家ガ生産ノ調節ヲスルユエニ)ト云フモノニ近ケレド^(大正八年十二月二十四日付賀古宛書簡、書簡番号一三四四)という国家形態を模索している。

明治国家の青春と己れの青春を軌を一にして生きて来た明治人鷗外にとって、国家を如何に道德的にするか、国家を制度的に如何に整備していくか、一家言せざるを得ない。明治人は多かれ少かれナシヨナリストである。勿論、国家が絶対であると考えた昭和のウルトラナシヨナリストとは質的に相違している。私は死に臨んでなお一言せざるを得ない鷗外に、明治のナシヨナリストの姿を見る。しかし、結局は国家に裏切られていく宿命を持っている。そこに淋しき明治人を見る。

鷗外の新益を迎えて、大正十一年(一九二二)八月十三日付で

拓川宛に賀古は次の書簡を送付する。別荘「鶴荘」(千葉県夷隅郡長者町日在)から投函される。

苦熱に駆られ小生も

七日より昨十二日迄

鶴荘に遊ひ夷

隅川の漁夫と

ボラ征伐をいたし

昨夜雷雨中心

掃宅机上に九

日御認の貴書あ

り先づ披見仕候

「思出の記」にハ不

覚の涙を流し

候此を示さんと思

ひし森ハ既に
逝けり

墓はらに独り

のこりし心地

せりかたらむ

友ははや失

せ行きて

(中略)

鶴所

八月十三日夜

拓川様

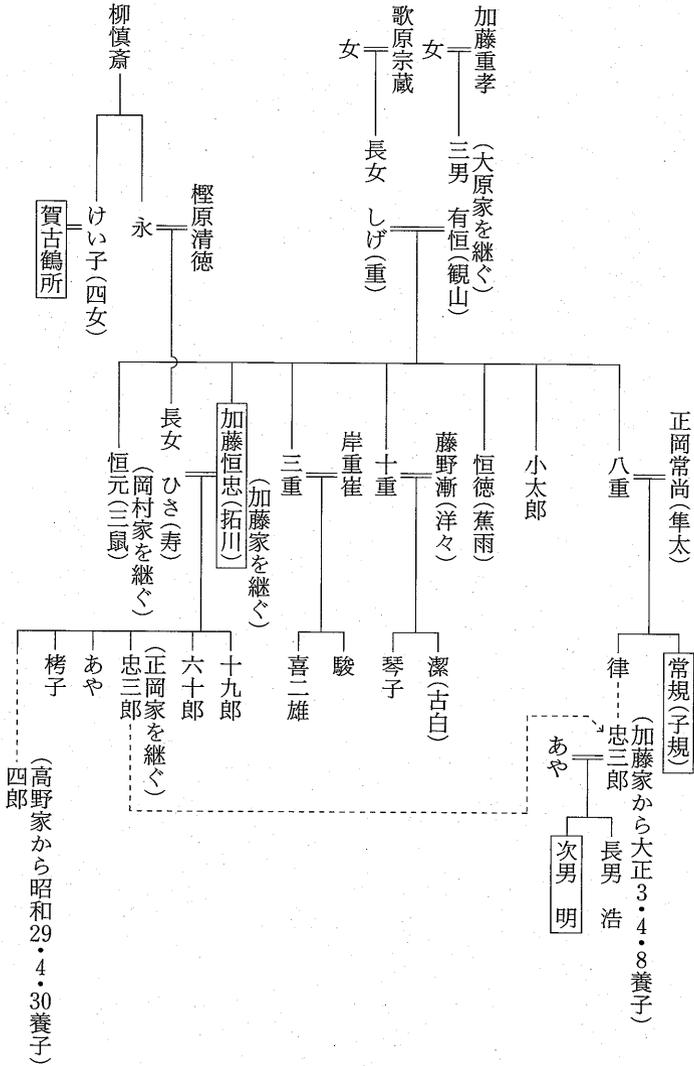
梧下

「鶴荘」の近くに鷗外の別荘「鷗荘」がある。今や共に語らん「鷗荘」の主人は、この世にいない。

注

(一) 加藤・正岡家系譜(正岡明氏作製)この系図は森鷗外記念館の提供を受けました。

加藤・正岡家系譜



(2) 加藤拓川(一八五九—一九三三)

安政六年一月二十二日、松山藩士大原親山の三男として松山に生まれる。本名恒忠。十七歳で司法省法学校に入学、同期に原敬、陸羯南、福本日南、岡分青陸らがいいた。二十一歳の一月、父方の伯父加藤家の養子となる。同年三月随征伐事件のため原敬等と共に退学。明治十六年旧藩主子息久松定護のフランス留学に同行、このとき甥の正岡子規を上京させ、羯南に紹介した。パリ留学中、原敬の斡旋で外務省交際官試補に任用され、以後西園寺公望らと親交をもつ。その後要職を歴任、明治三十五年ベルギー駐在特命全權大使に就任するが、同四十年伊藤博文と対立し依願退職。翌四十一年衆議院議員となり、四十五年勅撰貴族院議員に選任となる。原内閣のときパリ講和会議、シベリア派遣大使としてその手胤を發揮した。大正十一年五月、五代松山市長に就任するが、食道癌のため大正十二年二月二十日から三十六日間絶食、三月二十六日死去。六十五歳。

(3) 賀古鶴所(一八五五—一九三一)

安政二年一月二日、浜松藩医の賀古公斎の長男として生まれる。東京大学医学部卒で鷗外と同期。卒業後陸軍軍医となる。ベルリンで耳鼻咽喉科を学び、明治二十五年に神田小川町に賀古耳科院を開設する。明治三十九年山県有朋の歌会常磐会設立の発起人となり以後大正十一年の閉会まで鷗外と共に幹事を務める。鷗外の遺言の口述筆記者。昭和六年一月一日、脳溢血で死去。七十六歳。

(4) 平成八年(一九九六)六月十二日(水)、NHK TV午前七時のニュースで放映、山崎がコメントをする。これは六月十日(月)NHK松江局が、津和野の森鷗外記念館で撮影した映像である。

なお、山崎がコメントをした新聞掲載の見出し記事を次に挙げる。
▼「山陰中央新報」平成八年六月十三日付「口述」でなくやり取りだった心境、背景知る手掛かりに／森鷗外の遺言に新事実／賀古鶴所の書簡発見奈良

▼「中国新聞」平成八年六月十三日付 森鷗外の遺言は共作？／友人の医師が書簡残す

▼「朝日新聞」平成八年六月二十五日付 忠実でなかった口述筆記／文

豪・鷗外の遺言／新資料の書簡 奈良の旧家で見つかる／筆記者の賀古鶴所 状況を親類に告白

▼「毎日新聞」平成八年七月三日付 2人で議論の末、作成？／記述の修正めぐる当時の心情される／遺書に関する親友の手紙も展示／9日から鷗外忌特別展／津和野町 森鷗外記念館

▼「山陰中央新報」平成八年七月十日付 遺言めぐる新資料も／「鷗外忌特別展」始まる／津和野の記念館

▼「朝日新聞」平成八年七月十日付、東京本社版 死の淵、医者嫌った森鷗外／親友の医師の手紙公開／病状の確認恐れる

▼「朝日新聞」平成八年七月九日付(西部本社版) 医者ギライだった？／「軍医」森鷗外／親友の手紙公開／津和野の記念館で

(5) 図録「鷗外」その終焉——新資料にみる森林太郎の精神 監修 山崎一穎、指導助言 小泉浩一郎 清田文武、企画・構成・発行 森鷗外記念館、平成八年七月九日 より転載。この資料は、森鷗外記念館の堀早苗、広石修氏が作成したものである。

(6) 森潤三郎「鷗外森林太郎」(昭和十七年七月三十日、森北書店 二七三頁)。

(7) 「跡見学園女子大学 国文学科報」第22号(平成六年三月十八日、跡見学園女子大学国文学科)掲載の拙稿「皇室博物館総長兼図書頭時代の森林太郎・鷗外」、九五—一四八頁。

附記

(1) 本稿は津和野の森鷗外記念館が「鷗外忌特別展」(鷗外 その終焉—新資料にみる森林太郎の精神)(平成八年七月九日〜八月二十日)開催にあたって、「鷗外 その終焉をめぐる—新資料にみる森林太郎の精神」と題して講演(平成八年七月八日、森鷗外記念館)したものを活字化した。講演資料(書簡、日記)の映像化のために、森鷗外記念館の広石修、堀早苗、山本博之氏の手を煩わせました。記して謝意を表します。

(2) 書簡翻刻、展示に関して、本学の柴田光彦氏、小池章太郎氏、東海

大学小泉浩一郎教授、新潟大学清田文武教授の指導、助言を受けました。記して感謝の詞といたします。

(3) 本稿執筆に関して、森鷗外記念館(津和野)、文京区立鷗外記念本郷図書館のお世話になりました。お礼を申し上げます。

——一九九六・一一・一八——